

○八女西部広域事務組合火葬場建設等基金条例

(平成 12 年 8 月 7 日 条例第 4 号)

(目的)

第 1 条 火葬場建設等費用に充てるため、八女西部広域事務組合火葬場建設等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 毎年度基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額の範囲内とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 組合長は、支払上現金に不足が生じたときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

2 前項の規定により繰替運用した現金は、当該年度内に返還しなければならない。

(処分)

第 6 条 組合長は、第 1 条の目的に充てる場合に限り、歳入歳出予算に計上して、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。